

社会福祉法人はるかぜ福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事長役員報酬を支給する。なお、監事に対する報酬は支給しない。

(支給額)

第3条 役員報酬総額は、年間500万円以下とする。法人業務を行う理事の報酬の額は評議員会において定める。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月31日の理事会の議決により、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月28日の評議員会の議決により、平成29年6月1日から施行する。